

令和元年における難民認定者数等について

1 難民認定申請者数及び審査請求数

(1) 難民認定申請者数

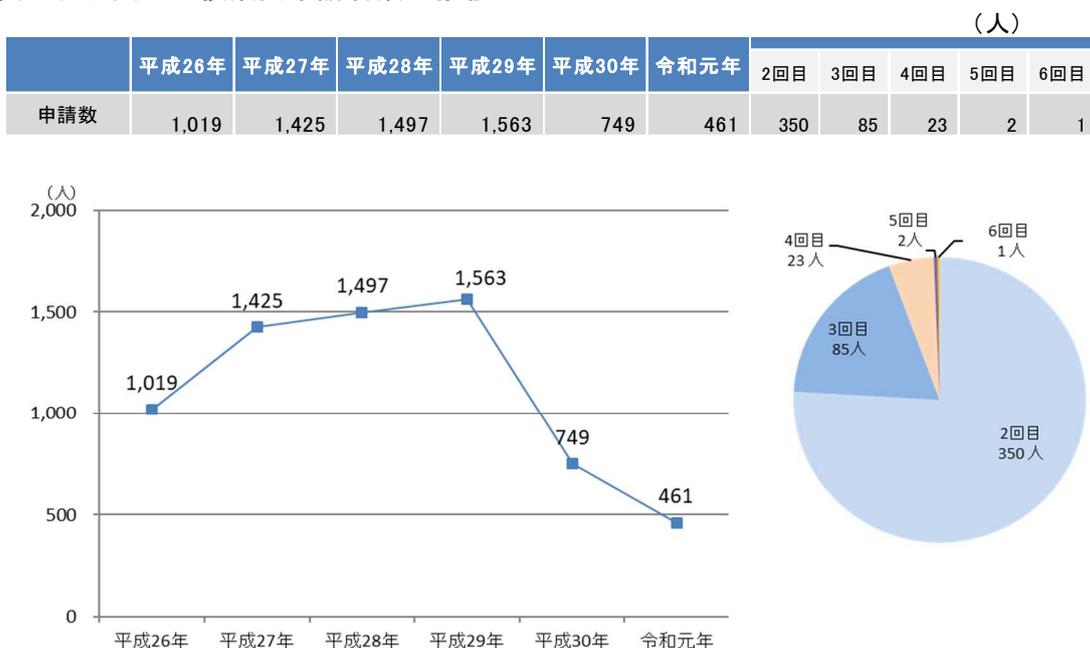
ア 難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」という。）は、平成30年（10,493人）から僅かに減少し、10,375人でした。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移



イ 申請者のうち、約4%に当たる461人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり、申請回数が最多の複数回申請者は6回目の申請となっています。複数回申請者のうち、申請時に在留資格を有しない非正規在留者であった者が約37%（170人）を占めています。

表2及び図2：複数回申請者数の推移



ウ 申請者の国籍は76か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、トルコ、カンボジア、ネパール、パキスタンとなっています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約62%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお、令和元年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した「グローバルトレンドズ2018」において世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位5か国からの申請者数は76人（内訳：ベネズエラ4人、アフガニスタン24人、シリア14人、イラク10人、コンゴ民主共和国24人）にとどまり、我が国での申請者の多くが、大量の難民・避難民を生じさせるような事情がない国々からの申請者となっています。

表3：国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

	平成29年		平成30年		令和元年		前年比増減率	申請数全体に占める割合
1	フィリピン	4,895	ネパール	1,713	スリランカ	1,530	-1.4%	14.7%
2	ベトナム	3,116	スリランカ	1,551	トルコ	1,331	136.4%	12.8%
3	スリランカ	2,226	カンボジア	961	カンボジア	1,321	37.5%	12.7%
4	インドネシア	2,038	フィリピン	860	ネパール	1,256	-26.7%	12.1%
5	ネパール	1,451	パキスタン	720	パキスタン	971	34.9%	9.4%
6	トルコ	1,195	ミャンマー	656	ミャンマー	788	20.1%	7.6%
7	ミャンマー	962	インドネシア	634	インド	730	33.0%	7.0%
8	カンボジア	772	トルコ	563	バングラデシュ	662	22.1%	6.4%
9	インド	601	インド	549	カメルーン	234	15.3%	2.3%
10	パキスタン	469	バングラデシュ	542	セネガル	223	355.1%	2.1%
11	バングラデシュ	438	ベトナム	527	ウガンダ	193	211.3%	1.9%
12	中国	315	中国	308	中国	134	-56.5%	1.3%
13	イラン	120	カメルーン	203	ナイジェリア	120	22.4%	1.2%
14	ガーナ	106	ナイジェリア	98	フィリピン	108	-87.4%	1.0%
15	カメルーン	98	ウガンダ	62	チュニジア	86	48.3%	0.8%
16	チュニジア	87	チュニジア	58	ガーナ	75	50.0%	0.7%
17	ナイジェリア	77	イラン	56	インドネシア	53	-91.6%	0.5%
18	セネガル	75	ガーナ	50	ブルキナファソ	50	400.0%	0.5%
19	ウガンダ	68	セネガル	49	イラン	38	-32.1%	0.4%
20	タイ	65	タイ	40	ギニア	36	38.5%	0.3%
21	モンゴル	61	モンゴル	32	エチオピア	35	169.2%	0.3%
22	コンゴ民主共和国	35	コンゴ民主共和国	29	モンゴル	35	9.4%	0.3%
23	ギニア	26	ギニア	26	タンザニア	29	262.5%	0.3%
24	エジプト	24	スーダン	15	エジプト	27	237.5%	0.3%
25	エチオピア	22	エチオピア	13	アフガニスタン	24	242.9%	0.2%
—	その他	287	その他	178	その他	286	-	2.8%
総数		19,629		10,493		10,375	-1.1%	100.0%

(注)表の割合(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません(本表以降の図表についても同様)。

エ 申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が10,073人(申請者総数の約97%)、非正規在留者が302人(同約3%)であり、正規在留者が大半を占めています。

正規在留者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が6,919人、「技能実習」が6,344人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動(出国準備期間)」が1,097人、「留学」が8,244人、難民認定申請を繰り返す「特定活動(難民認定申請中)」が1,974人などとなっています。

このうち、「技能実習」からの申請者は、前年に比べて52%以上減少したほか、複数回申請者である「特定活動(難民認定申請中)」からの申請者も、前年に比べて33%以上減少しており、いずれも申請者総数の減少率(約1%)を大きく上回

る減少となっています。

オ 非正規在留者からの申請者は、前年に比べて約26%減少しており、主な国籍は、スリランカが非正規在留者の約13%を占め、次いでトルコ（約12%）、イラン（約8%）、ネパール（約7%）、パキスタン（約6%）の順となっています。

表4：在留資格別難民認定申請者数の推移

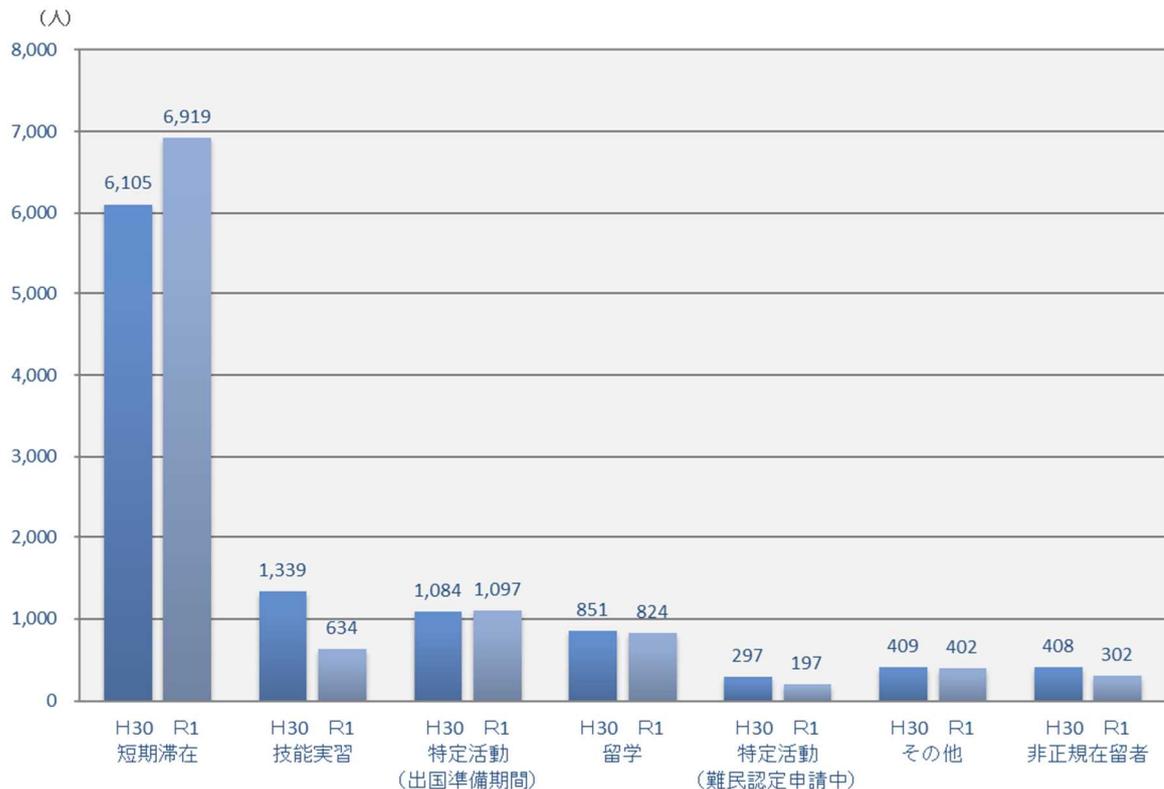
(人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	対前年増減率	申請数全体に占める割合
正 規		6,394	9,702	18,716	10,085	10,073	-0.1%	97.1%
在留資格	短期滞在	2,882	5,395	11,323	6,105	6,919	13.3%	66.7%
	技能実習	731	1,106	3,037	1,339	634	-52.7%	6.1%
	特定活動 (出国準備期間)(注1)	-	436	1,019	1,084	1,097	1.2%	10.6%
	留学	1,413	1,399	2,036	851	824	-3.2%	7.9%
	特定活動 (難民認定申請中)	849	784	706	297	197	-33.7%	1.9%
	その他	519	582	595	409	402	-1.7%	3.9%
非正規(注2)		1,192	1,199	913	408	302	-26.0%	2.9%
総 数		7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	-1.1%	100.0%

(注1)本統計上、「特定活動(出国準備期間)」については、平成27年までは未集計のため、「その他」に含まれています。

(注2)「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。

図3：在留資格別難民認定申請者数の推移及び内訳



カ 申請者の男女の内訳は、男性8,137人（申請者総数の約78%）、女性2,238人（同約22%）となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代の順に多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性及び女性ともに約76%となっています。他方、未成年の申請者は少なく、男性で約7%、女性で約15%にとどまっています。

図4：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳

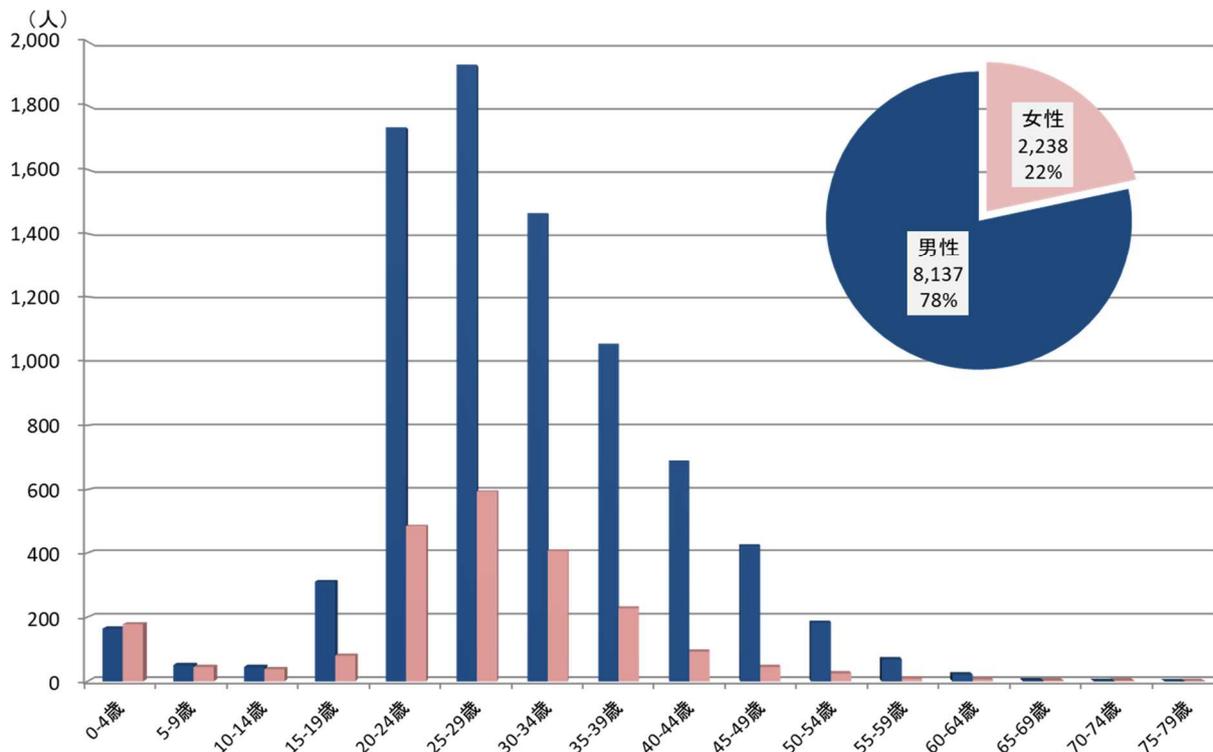
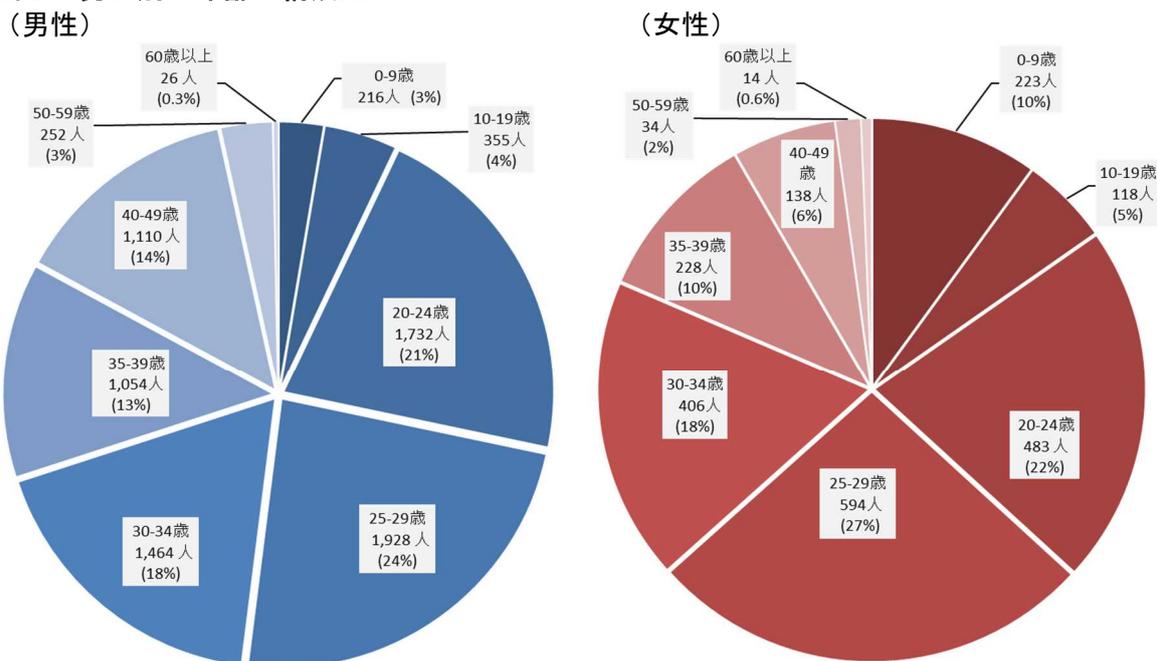


図5：男女別・年齢の構成比



キ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が83人、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が281人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が409人、D案件（上記以外の案件）が9,602人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、申請の受付時に振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5及び図6：地方出入国在留管理官署における申請時の振分け状況



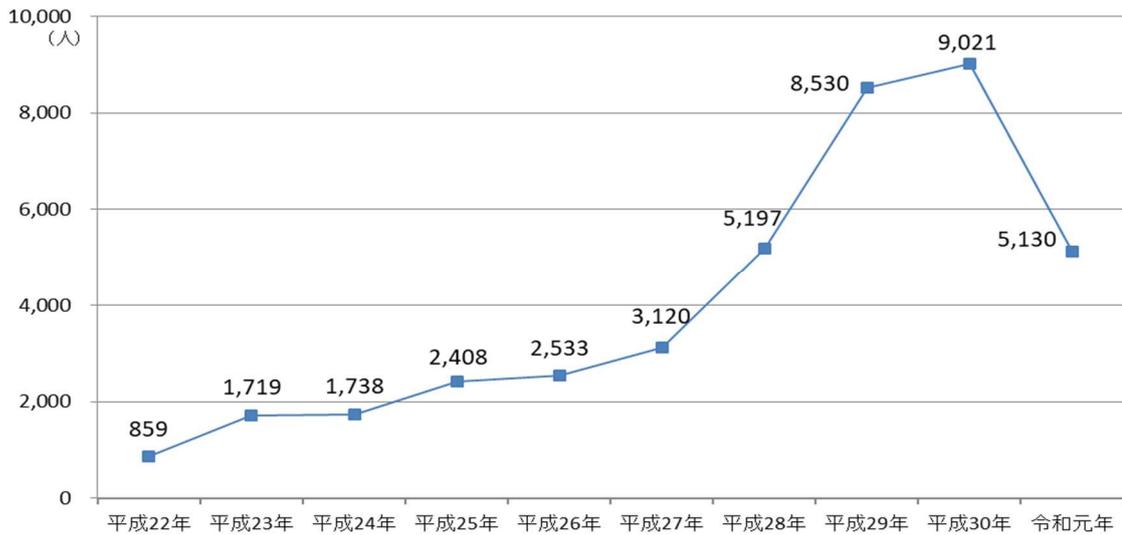
(2) 審査請求数

ア 令和元年の審査請求数は5,130人で、前年に比べて3,891人(約43%)減少しました。

(注) 難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成28年4月1日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められました。

表6及び図7：審査請求数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
不服申立数	859	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	5,197	8,530	9,021	5,130



イ 審査請求人の国籍は58か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、フィリピン、ネパール、トルコ、ミャンマーとなっています。これら上位5か国だけで審査請求人全体の約75%、上位10か国で約91%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表7：国籍別審査請求数の推移

	平成29年		平成30年		令和元年		前年比増減率	不服申立数全体に占める割合
	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数		
1	ベトナム	1,788	フィリピン	2,198	スリランカ	1,192	38.3%	23.2%
2	フィリピン	1,646	ネパール	1,520	フィリピン	1,072	-51.2%	20.9%
3	ネパール	1,388	インドネシア	1,047	ネパール	838	-44.9%	16.3%
4	インドネシア	1,248	ベトナム	947	トルコ	406	-46.0%	7.9%
5	トルコ	657	スリランカ	862	ミャンマー	344	-13.8%	6.7%
6	ミャンマー	351	トルコ	752	インドネシア	263	-74.9%	5.1%
7	スリランカ	291	ミャンマー	399	パキスタン	245	69.0%	4.8%
8	バングラデシュ	218	カンボジア	241	カンボジア	126	-47.7%	2.5%
9	パキスタン	210	インド	176	バングラデシュ	88	-35.8%	1.7%
10	ナイジェリア	89	中国	174	中国	88	-49.4%	1.7%
11	イラン	88	パキスタン	145	インド	81	-54.0%	1.6%
12	ガーナ	79	バングラデシュ	137	イラン	43	19.4%	0.8%
13	インド	63	チュニジア	61	ナイジェリア	42	-2.3%	0.8%
14	チュニジア	58	ナイジェリア	43	ウガンダ	35	12.9%	0.7%
15	カンボジア	57	ガーナ	38	ガーナ	33	-13.2%	0.6%
—	その他	299	その他	281	その他	234	-	4.6%
総数		8,530		9,021		5,130	-43.1%	100.0%

2 処理の状況

(1) 難民認定申請（一次審査）

ア 難民認定申請の処理数は7,131人であり、前年に比べて6,371人（約47%）減少しました。

その内訳は、難民と認定した者（以下「認定者」という。）43人、難民と認定しなかった者（以下「不認定者」という。）4,936人、申請を取り下げた者等2,152人となっています。

イ 不認定者の国籍は59か国にわたり、主な国籍は、スリランカ1,006人、フィリピン846人、ネパール761人、トルコ436人、ミャンマー382人、パキスタン286人、インドネシア274人、中国157人、カンボジア125人、インド103人となっています。

ウ 申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて771人（約26%）減少しました。主な国籍は、ネパール536人、スリランカ267人、トルコ182人、フィリピン181人、カンボジア156人、パキスタン141人、ミャンマー130人、インド126人、中国60人、バングラデシュ52人となっています。

主な取下げ理由は、「問題が解決したため」、「帰国するため」、「他の在留資格への変更が許可されたため」などとなっており、申請を取り下げた人の約76%が出国し、約16%が本邦に不法に残留し続けています（令和2年2月14日時点）。

(2) 不服申立て

ア 不服申立ての処理数は8,291人であり、前年に比べて120人（約1%）増加しました。その内訳は、不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）1人、「理由なし」とされた者（不認定者）6,021人、不服申立てを取り下げた者等2,269人となっています。このうち、不服申立てを取り下げた者等の数は、処理数の約27%を占めています。

イ 「理由なし」とされた者（不認定者）の国籍は49か国にわたり、主な国籍は、フィリピン2,076人、ネパール1,606人、インドネシア596人、トルコ435人、スリランカ403人、ベトナム313人、ミャンマー116人、インド80人、パキスタン80人、中国55人となっています。

ウ 不服申立てに「理由あり」とされた者（認定者）及び「理由なし」とされた者（不認定者）のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは582人、実施しなかったのは5,440人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった5,440人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は4,388人となっています。

これら不服申立てに対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

(3) 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約17.0月、不服申立ての平均処理期間は約17.9月となっています。

3 難民認定者及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続の結果、我が国での在留を認めた者は81人となっています。その内訳は、次のとおりです。

(1) 認定者数は、一次審査での認定者43人及び不服申立てで「理由あり」とされた者（認定者）1人を合わせた44人であり、前年に比べて2人増加しました。

認定者の国籍の内訳は、アフガニスタン16人、リビア4人、イエメン3人、コン

ゴ民主共和国3人，シリア3人，ベネズエラ3人，ウガンダ2人，エチオピア2人，無国籍2人，イラク1人，スーダン1人，ソマリア1人，ブルンジ1人，パキスタン1人（不服申立てで「理由あり」とされた者），スリランカ1人（裁判所により難民不認定処分が取り消されたことにより認定された者）となっています。

（2）難民とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は37人であり，前年に比べて3人減少しました。

そのうち，本国の情勢等を踏まえて在留を認めた者は10人であり，その国籍の内訳は，シリア7人，イエメン1人，エチオピア1人，ミャンマー1人となっています。

また，日本人と婚姻し，日本人の実子を監護・養育するなど，本邦での特別な事情を考慮されて在留を認めた者は27人であり，その主な国籍の内訳は，トルコ12人，スリランカ4人，ナイジェリア3人となっています。

4 仮滞在許可の運用状況

仮滞在を許可した者は25人であり，前年に比べて13人減少しました。

仮滞在の許可を判断した人数は733人で，許可されなかった者の主な理由は，次のとおりとなっています。

- ・本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては，その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…450人
- ・逃亡するおそれがあると疑うに足る相当の理由があること…284人
- ・既に退去強制令書の発付を受けていたこと…206人

（注1）「仮滞在許可」とは，不法滞在中の難民認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として，不法滞在者から難民認定申請があつた場合に，出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き，その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については，難民認定手続中は退去強制手続が停止され，収容されている場合は，収容を解かれます。

（注2）1人の申請者について許可しなかった理由（除外事由）が複数ある場合は，その全てを計上しています。

5 難民認定申請（一次審査）における申立て内容

(1) 認定者及び不認定者の申立て事例

別添の認定事例及び不認定事例をご参照ください。

(2) 認定者の認定事由

- ・ 政治的意見（39人）
- ・ 特定の社会的集団の構成員であること（8人）
- ・ 宗教（4人）
- ・ 国際連合の機関の保護又は援助の付与が終了したもの（2人）

（注1）1人の認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。

（注2）家族統合により認定された者については、主たる者と同一の認定事由に計上しています。

(3) 不認定者の申立て

不認定者の申立てで最も多いのは、「知人、近隣住民、マフィア、債権者等とのトラブル（約37%）」となっており、次いで「政治的意見（約29%）」、「宗教（約11%）」、「家族が難民認定申請（約7%）」、「本国の治安に対する不安（約6%）」となっています。

図8：不認定者（一次審査）の主な申立て内容の内訳

